

# 1 月定例教育委員会

## 新旧対照表

(令和8年1月23日)

### 議案

- 第24号 丹波篠山市立篠山養護学校の校名変更に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について (教育総務課)・・・1頁
- 第25号 丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (教育総務課)・・・3頁
- 第26号 丹波篠山市早期発達支援室運営要綱の一部を改正する要綱の制定について (教育総務課)・・・4頁
- 第27号 丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (教育総務課)・・・6頁
- 第28号 丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (子育て企画課)・・・8頁
- 第32号 丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (子育て企画課)・・・11頁
- 第33号 篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (子育て企画課)・・・13頁
- 第34号 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (子育て企画課)・・・15頁
- 第35号 丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条例を市長に提案することについて (社会教育・文化財課)・・・18頁
- 第36号 丹波篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (中央公民館)・・・24頁

丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則新旧対照表（第1条関係）

現行		改正案	
別表第1（第2条関係）			
学校 (略)	指定通学区域 (略)	学校 (略)	指定通学区域 (略)
篠山養護学 校	市内全域	ささやま支 援学校	市内全域
	選択通学区域 (略)		選択通学区域 (略)

丹波篠山市立特別支援学校規則新旧対照表（第2条関係）

現行		改正案	
(目的)			
第1条 丹波篠山市立篠山養護学校（以下「学校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条の規定に基づき、特別の事情がある場合を除くほか、市内に居住する知的障害者及び肢体不自由者に対して、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施し、必要ならしめ、必要ならしめ知識技能を授けることを目的とする。		第1条 丹波篠山市立ささやま支援学校（以下「学校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条の規定に基づき、特別の事情がある場合を除くほか、市内に居住する知的障害者及び肢体不自由者に対して、幼稚園、小学校、中学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施し、必要ならしめ、必要ならしめ知識技能を授けることを目的とする。	

丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則新旧対照表（第3条関係）

現行										改正案											
別表（第2条関係）（通学指定一覧表）					別表（第2条関係）（通学指定一覧表）					別表（第2条関係）（通学指定一覧表）					別表（第2条関係）（通学指定一覧表）						
区分	地区名	学校名	対象地域	指定交通手段				電車	路線バス	市営バス	徒歩	自転車	区分	地区名	学校名	対象地域	指定交通手段				
				電車	路線バス	市営バス	徒歩										自転車	電車	路線バス	市営バス	徒歩
(略)													(略)								
	篠山養護学校		全ての校区						○		○			ささやま支援学校	全ての校区				○		○
(略)													(略)								(略)

丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第3条に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 丹波篠山市立篠山養護学校が、丹波篠山市立西紀運動公園を利用するとき。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第3条に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 丹波篠山市立ささやま支援学校が、丹波篠山市立西紀運動公園を利用するとき。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

丹波篠山市早期発達支援室運営要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置場所)</p> <p>第4条 早期発達支援室は、<u>丹波篠山市立篠山養護学校</u>地内に設置するものとする。</p> <p>(内容)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の発達支援の内容は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交流及び共同学習を通じた発達支援 発達支援において、教育課程に支障のない範囲で<u>篠山養護学校</u>の幼児、児童及び生徒並びに市内幼稚園、認定こども園及び小学校等と交流及び共同学習を行い、社会集団生活への適応能力を高め、円滑な就学への移行を行うこと。</p> <p>(職員の任命及び配置)</p> <p>第9条 丹波篠山市教育委員会は、この事業を行うに当たり、<u>篠山養護学校</u>校長を早期発達支援室長に任命し、<u>篠山養護学校</u>教頭を早期発達支援室副室長に任命することとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(運営上の留意事項)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(設置場所)</p> <p>第4条 早期発達支援室は、<u>丹波篠山市立ささやま支援学校</u>地内に設置するものとする。</p> <p>(内容)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の発達支援の内容は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交流及び共同学習を通じた発達支援 発達支援において、教育課程に支障のない範囲で<u>ささやま支援学校</u>の幼児、児童及び生徒並びに市内幼稚園、認定こども園及び小学校等と交流及び共同学習を行い、社会集団生活への適応能力を高め、円滑な就学への移行を行うこと。</p> <p>(職員の任命及び配置)</p> <p>第9条 丹波篠山市教育委員会は、この事業を行うに当たり、<u>ささやま支援学校</u>校長を早期発達支援室長に任命し、<u>ささやま支援学校</u>教頭を早期発達支援室副室長に任命することとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(運営上の留意事項)</p> <p>第11条 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 丹波篠山市教育委員会は、この事業を効果的に推進するため、<u>篠山養護学校</u>、丹波篠山市教育支援委員会、丹波篠山市発達障害児等支援連絡会議及び丹波篠山市こども発達支援センターと連携を図るものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 丹波篠山市教育委員会は、この事業を効果的に推進するため、<u>さやま支援学校</u>、丹波篠山市教育支援委員会、丹波篠山市発達障害児等支援連絡会議及び丹波篠山市こども発達支援センターと連携を図るものとする。</p>
--	---

丹波篠山市基金条例新旧対照表

現行		改正案	
別表（第2条、第4条、第6条関係） 積立基金		別表（第2条、第4条、第6条関係） 積立基金	
名称 (略)	目的及び積立ての額 (略)	名称 (略)	目的及び積立ての額 (略)
丹波篠山市過疎対策基金	過疎地域持続的発展特別事業に充てるため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入	丹波篠山市過疎対策基金	過疎地域持続的発展特別事業に充てるため、次の金額を積み立てる。 1 予算に定める額 2 基金から生ずる収入
	目的を達成するために、必要な財源に充てると き。		目的を達成するために、必要な財源に充てると き。
附表		附表	
基金の種類	基金の額	基金の種類	基金の額
福井教育奨励基金	千円 1,000	福井教育奨励基金	千円 1,000
	利子の使途		利子の使途
	用途の任にあたる者 教育長		用途の任にあたる者 教育長

小谷教育基金	1,000	市民センター図書コーナー 一備品の充実を図るため	教育長	小谷教育基金	1,000	市民センター図書コーナー 一備品の充実を図るため	教育長
三宅教育文化 基金	15,880	教育文化の向上を図るた め	教育長	(削除)			
森口教育基金	20,000	城東小学校教育施設充実 を図るため	城東小学校 長	森口教育基金	20,000	城東小学校教育施設充実 を図るため	城東小学校 長

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用定員</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p>

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たったの留意事項

(8)～(11) (略)  
(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)  
(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 (略)  
2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たったの留意事項

(8)～(11) (略)  
(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)  
(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 (略)  
2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

丹波篠山市保育所条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p><u>（保育料）</u></p> <p>第7条 保育料は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。</p> <p>第9条 市長が特に必要と認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第10条（略）</p>	<p><u>（乳児等通園支援事業の実施）</u></p> <p>第7条 第3条に規定する保育所において、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行うことができる。</p> <p><u>（保育料及び利用料）</u></p> <p>第8条 第2条の保育に係る保育料は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。</p> <p>2 前条の乳児等通園支援事業に係る利用料は、別に規則で定める。</p> <p>3 保育所に入所した児童の保護者は第1項に規定する保育料を、乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者は前項に規定する利用料を納付しなければならない。</p> <p>（納付期日）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 利用料の納付期日は、利用月の翌末日とする。</p> <p><u>（保育料及び利用料の減免）</u></p> <p>第10条 市長が特に必要と認めるときは、保育料及び利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条（略）</p>

丹波篠山市立認定こども園条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(保育料)</p> <p>第5条 保育料は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。</p> <p>2 保護者は、前項に規定する保育料を納付しなければならない。</p> <p>(納付期日)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第7条 市長が特に必要と認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(乳児等通園支援事業の実施)</p> <p>第5条 第2条に規定する認定こども園において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行うことができる。</p> <p>(保育料及び利用料)</p> <p>第6条 第3条の事業に係る保育料は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、別に規則で定める。</p> <p>2 前条の乳児等通園支援事業に係る利用料は、別に規則で定める。</p> <p>3 認定こども園に入園した者の保護者は第1項に規定する保育料を、乳児等通園支援事業を利用する者の保護者は前項に規定する利用料を納付しなければならない。</p> <p>(納付期日)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 利用料の納付期日は、利用月の翌月末日とする。</p> <p>(保育料及び利用料の減免)</p> <p>第8条 市長が特に必要と認めるときは、保育料及び利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>

篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案																																								
<p>別表（第9条関係）</p> <p>1 入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準金額（1人1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内に住所を有する者が利用する場合</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者が利用する場合</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護人1人が利用する場合の入館料は、半額とする。</p> <p>2 特別入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合</td> <td>1人1日につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td>業として映画を撮影する場合</td> <td>1日につき 100,000円</td> </tr> <tr> <td>業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合</td> <td>1日につき 100,000円</td> </tr> <tr> <td>その他、市長が必要と認める場合</td> <td>1日につき 100,000円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施設利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準金額（1人1日につき）	市内に住所を有する者が利用する場合	無料	上記以外の者が利用する場合	700円	区分	基準金額	業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,000円	業として映画を撮影する場合	1日につき 100,000円	業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 100,000円	その他、市長が必要と認める場合	1日につき 100,000円以内	区分	基準金額			<p>別表（第9条関係）</p> <p>1 入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準金額（1人1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内に住所を有する者が利用する場合</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者が利用する場合</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護人1人が利用する場合の入館料は、半額とする。</p> <p>2 特別入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合</td> <td>1人1日につき 1,400円</td> </tr> <tr> <td>業として映画を撮影する場合</td> <td>1日につき 100,000円</td> </tr> <tr> <td>業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合</td> <td>1日につき 100,000円</td> </tr> <tr> <td>その他、市長が必要と認める場合</td> <td>1日につき 100,000円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施設利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準金額（1人1日につき）	市内に住所を有する者が利用する場合	無料	上記以外の者が利用する場合	1,000円	区分	基準金額	業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,400円	業として映画を撮影する場合	1日につき 100,000円	業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 100,000円	その他、市長が必要と認める場合	1日につき 100,000円以内	区分	基準金額		
区分	基準金額（1人1日につき）																																								
市内に住所を有する者が利用する場合	無料																																								
上記以外の者が利用する場合	700円																																								
区分	基準金額																																								
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,000円																																								
業として映画を撮影する場合	1日につき 100,000円																																								
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 100,000円																																								
その他、市長が必要と認める場合	1日につき 100,000円以内																																								
区分	基準金額																																								
区分	基準金額（1人1日につき）																																								
市内に住所を有する者が利用する場合	無料																																								
上記以外の者が利用する場合	1,000円																																								
区分	基準金額																																								
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,400円																																								
業として映画を撮影する場合	1日につき 100,000円																																								
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 100,000円																																								
その他、市長が必要と認める場合	1日につき 100,000円以内																																								
区分	基準金額																																								

	午前 (9:30~12:00)	午後 (13:00~16:30)	終日 (9:30~16:30)	1か月
体験シアター	4,000円	5,600円	9,600円	
地域交流室1	2,000円	2,800円	4,800円	
地域交流室2	2,000円	2,800円	4,800円	
ミュージアムレストラン	2,000円	2,800円	4,800円	
多目的ルーム	1,300円	1,800円	3,100円	110,000円
特別料金	<p>(1) 利用許可時間の延長 延長1時間につき、5割の額を徴収する。この場合延長した時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 冷暖房使用料 基本料金の2割の額を加算する。</p>			

丹波篠山市おとわの森子育てママフイルドの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(委任) 第10条 (略)</p>	<p>(指定管理者による管理) 第10条 市長は、子育てママフイルドの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者が子育てママフイルドを管理する場合の当該指定管理者が行う業務は、第3条各号に掲げる業務とする。 3 指定管理者が子育てママフイルドを管理する場合は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。 (委任) 第11条 (略)</p>

丹波篠山市おとわの森子育てママフイールドの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 使用料を納期限までに納付しないとき。</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p>第10条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 (略)</p>

(指定管理者による管理)

第10条 (略)

2 (略)

3 指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 (略)

(指定管理者による管理)

第13条 (略)

2 (略)

3 指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条及び第10条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 (略)

別表 (第8条関係)

区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時
コミュニティ ールーム グループ ム スタジオー ム	400円	600円	600円

丹波篠山市立歴史美術館条例新旧対照表 (第1条関係)

現行

改正案

(入館料)

第8条 利用者は、別表に定める入館料(消費税相当額を含む。)を納付しななければならない。

別表 (第8条関係)

区分	入館料 (一人当たり)		備考
	個人	団体	
大人	300円	250円	1 30人以上を団体とする。 2 特別展の入館料は、その都度定める。
大学生	200円	150円	
高校生			
中学生	100円	50円	3 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は無料とする。
小学生			

(入館料)

第8条 利用者は、別表に定める入館料(消費税相当額を含む。)を納付しななければならない。ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、1,000円の範囲内で市長が定める。

別表 (第8条関係)

区分	入館料 (1人当たり)		備考
	個人	団体	
大人 (18歳以上)	500円	400円	1 20人以上を団体とする。 2 高校生以下は、18歳以上の高校生を含む。
高校生以下	300円	200円	3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は、無料とする。

丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館条例新旧対照表 (第2条関係)

現行		改正案	
別表 (第7条関係)		別表 (第7条関係)	
区分	入館料 (一人当たり)	入館料 (1人当たり)	備考
大人	200円	個人 500円 団体 400円	1 20人以上を団体とする。
大学生・高校生	100円		2 高校生以下は、18歳の高校生等を含む。
中学生・小学生	50円	300円 200円	3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は、無料とする。

丹波篠山市立青山歴史村条例新旧対照表 (第3条関係)

現行

別表 (第7条関係)

区分	入館料 (一人につき)		備考
	個人	団体	
大人	300円	250円	1 30人以上を団体とする。 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は無料とする。
大学生	200円	150円	
高校生			
中学生 小学生	100円	50円	

改正案

別表 (第7条関係)

区分	入館料 (1人当たり)		備考
	個人	団体	
大人 (18歳以上)	500円	400円	1 20人以上を団体とする。 2 高校生以下は、18歳の高校生等を含む。 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の6歳未満の者の入館料は、無料とする。
高校生以下	300円	200円	



現行

（4館共通入館料）

第2条 4館共通入館料（消費税相当額を含む。）は、次のとおりとする。

大人	1人	900円	保護者同伴の6歳未満の者は除く。
大学生、高校生	1人	500円	
中学生、小学生	1人	300円	

2・3 (略)

4 4館共通入館券の有効期間は、最初の入館日とその翌日のみとする。

5・6 (略)

（旅行代理店向け観光券契約）

第3条 国土交通省及び都道府県の認可を受けた旅行代理店が支払った入館料に対して、観光券契約により送客手数料を支払うことができる。

2 前項の規定による送客手数料は、入館料に対して10分の1を旅行代理店に支払うものとする。ただし、旅行クーポン（後日精算）及び添乗員が引率しない場合は、対象としないものとする。

改正案

（共通入館料）

第2条 共通入館料（消費税相当額を含む。）は、次のとおりとする。

区分	4館共通入館料 (1人当たり)	2館共通入館料 (1人当たり)	備考
大人(18歳以上)	1,000円	800円	1 高校生以下は、18歳の高校生等を含む。 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の6歳未満の者の共通入館料は、無料とする。
高校生以下	600円	400円	

2・3 (略)

4 共通入館券の有効期間は、最初の入館日とその翌日のみとする。

5・6 (略)

（旅行者向け観光券契約）

第3条 国土交通省及び都道府県の認可を受けた旅行者が支払った入館料に対して、観光券契約により取扱手数料を支払うことができる。

2 前項の規定による取扱手数料は、旅行者が旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条第1項の規定により定めた旅行業務の取扱いの料金の額の範囲内で旅行者に支払うものとする。

<p>(委託販売)</p> <p>第4条 4館共通券の販売については、教育委員会が適当と認めた団体に対して委託販売を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委託販売)</p> <p>第4条 共通入館券の販売については、教育委員会が適当と認めた団体に対して委託販売を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

丹波篠山市公の施設使用料条例新旧対照表

		現行				改正案					
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)					
1 (略)	2 体育厚生施設 (学校施設除く)	1 (略)				2 体育厚生施設 (学校施設除く)					
施設の種類等		施設の種類等				施設の種類等					
9:00 ~ 12:00		13:00 ~ 17:00		18:00 ~ 22:00		9:00 ~ 12:00		13:00 ~ 17:00		18:00 ~ 22:00	
2,100		2,800		2,800		2,100		2,800		2,800	
専用		専用		専用		専用		専用		専用	
個人		個人		個人		個人		個人		個人	
700円/時間 半面使用は1/2		700円/時間 半面使用は1/2		700円/時間 半面使用は1/2		700円/時間 半面使用は1/2		700円/時間 半面使用は1/2		700円/時間 半面使用は1/2	
400		400		400		400		400		400	
一人2時間以内		一人2時間以内		一人2時間以内		一人2時間以内		一人2時間以内		一人2時間以内	
丹波篠山市立B&G海洋センター	丹波篠山市立西紀体育館	丹波篠山市立川代体育館	丹波篠山市立今田体育館	丹波篠山市立健康増進センター	丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド	丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド	丹波篠山市立今田グラウンド	丹波篠山市立城東多目的広場	丹波篠山市立城東多目的広場	丹波篠山市立城東多目的広場	丹波篠山市立城東多目的広場
1,500	2,000	2,000	2,000	2,000	1,500	2,000	2,000	2,000	1,500	2,000	2,000
500円/時間					500円/時間				500円/時間		
500円/時間					500円/時間				500円/時間		
200円/時間	800	800	800	800	600	800	800	800	600	800	800
200円/時間					200円/時間				200円/時間		

丹波篠山市立城東グラウンド・丹波篠山市立今田グラウンド照明設備	4基使用 2,000円/時間 6基使用 3,000円/時間	500円/時間・基
丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド照明設備	2基使用 600円/時間	300円/時間・基
丹波篠山市立丹南テニスコート	300円/時間・面	
丹波篠山市立今田テニスコート		
丹波篠山市立今田テニスコート照明設備	200円/時間・半面	
<p>1 利用者が市外のものの場合の使用料は、この表の金額の2倍の額とする。</p> <p>2 「市外のもの」とは、本市に居住する者、通学する者又は勤務する者若しくは本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。</p>		

3～5 (略)

丹波篠山市立城東グラウンド・丹波篠山市立今田グラウンド照明設備	4基使用 2,000円/時間 6基使用 3,000円/時間	500円/時間・基
丹波篠山市立丹南テニスコート	300円/時間・面	
丹波篠山市立今田テニスコート		
丹波篠山市立今田テニスコート照明設備	200円/時間・半面	
<p>1 利用者が市外のものの場合の使用料は、この表の金額の2倍の額とする。</p> <p>2 「市外のもの」とは、本市に居住する者、通学する者又は勤務する者若しくは本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。</p>		

3～5 (略)